

公示第535号

平成28年3月1日
ダスキン健康保険組合
理事長 鶴見明久



「ダスキン健康保険組合同規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合同規約の一部（付加給付額）を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、公示いたします。

記

第52条2項中

「25,000円」を「50,000円」に改める。

第53条第2号に「家族訪問看護療養費付加金」を、「家族療養費付加金」を追加する。

第54条2項中

「25,000円」を「50,000円」に改める。

（家族訪問看護療養費付加金）

第55条を追加する。

被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、50,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族療養費付加金)

第61条を追加する。

被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくは、その被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、50,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第62条中

「被保険者」を「被保険者若しくはその被扶養者」に改める。

第62条第2項中

「被保険者」を「被保険者若しくはその被扶養者」に改める。

「合算高額療養費に相当する額から」の後に「被保険者又は被扶養者1人、」を追加する。

「(ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算する。)」を「(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)」に改める。

「25,000円」を「50,000円」に改める。

第62条第2項の後に

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。を追加する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養費付加金及び合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

以上



近厚発0219第49号

認可書

ダスキン健康保険組合理事長 様

平成28年2月18日付ダスキン健発第1364号で申請の
あった規約の一部変更について認可する。

平成28年2月19日

近畿厚生局長 丸山

浩

